

れいわ がつ くやくしよ
令和7年度4月から区役所における
 しゅわつうやくしや きんむたいせい か
手話通訳者の勤務体制が変わります

○設置手話通訳者とは

区役所の支援課にいる手話通訳者を、設置手話通訳者といいます。

○遠隔手話通訳とは

設置手話通訳者がいない日に、区役所にあるタブレットを使用して、他の区役所にいる手話通訳者につないで手話通訳をします。



- ・利用時間 午前9時から午後4時まで（12時から午後1時までは除く）
- ・利用料 無料

手話通訳者 勤務配置表

	月	火	水	木	金
西区		遠隔	遠隔		
北区	遠隔				
大宮区			遠隔	遠隔	
見沼区				遠隔	
中央区	遠隔		遠隔		
桜区	遠隔			遠隔	
浦和区		遠隔		遠隔	
南区					遠隔
緑区	遠隔		遠隔		遠隔
岩槻区		遠隔			遠隔